

## 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>定期積金規定</p> <p>1. (掛金の払込み)  <u>(削除)</u> 定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。  <u>(削除)</u></p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み)  <u>(1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。</u>  <u>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</u>  <u>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。</u>  <u>(3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。</u>  <u>なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。</u></p> <p>3～5 項番繰下げ</p> <p>6. (給付補てん金等の計算)  (1) (省略)  (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。  ① (省略)  ② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第 12 条第 3 項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。  A (省略)  B (省略)  ③ (省略)</p> <p>7～8 項番繰下げ</p> <p>9. (自動満期処理の特約)  前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。  (1)～(4) (省略)</p> <p>10. (自動再契約の特約)  (1) 前記第 8 条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積</p>	<p>定期積金規定</p> <p>1. (掛金の払込み)  <u>(1) 定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。</u>  <u>(2) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。</u>  <u>なお、指定口座の残高が振替金額に満たないときは、振替日から7営業日に限り振替を行い、7営業日を超える場合は、その月の口座振替を行いません。</u>  <u>(追加)</u></p> <p>2～4 (同左)</p> <p>5. (給付補てん金等の計算)  (1) (省略)  (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。  ① (省略)  ② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第 11 条第 3 項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。  A (省略)  B (省略)  ③ (省略)</p> <p>6～7 項番繰下げ</p> <p>8. (自動満期処理の特約)  前記第 7 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。  (1)～(4) (同左)</p> <p>9. (自動再契約の特約)  (1) 前記第 7 条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積</p>

## 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

<p>金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、2回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>11～13 項番繰下げ</p> <p><u>14.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>15～20 項番繰下げ</p> <p><u>21.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第 <u>20</u> 条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>22. 項番繰下げ</p> <p><u>23.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和 2 年 4 月 1 日現在)</u></p>	<p>金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、2回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>10～12 (同左)</p> <p><u>13.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>14～19 (同左)</p> <p><u>20.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第 <u>19</u> 条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>21. (同左)</p> <p><u>22.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(平成 29 年 12 月 29 日現在)</u></p>
--	---